令和６年度
第３回 加賀市地域公共交通会議
第３回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

日時　令和６年 12 月 25 日（水）
午前 11 時 00 分から
場所　加賀市イノベーションセンター

１　開　会

２　議　事

【会議】　⇒地域公共交通会議関連の議事
【協議会】⇒地域公共交通活性化・再生協議会関連の議事

（１）　地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

（２）　利便増進実施計画について

（３）　加賀市版ライドシェアについて

３　閉　会

令和６年度

第３回 加賀市地域公共交通会議

第３回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

資　料

日時：令和６年１２月２５日（水）　午前 11 時 00 分～

議案（１）

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

１　目的

協議会が生活交通確保維持改善計画に位置づけられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことで、その事業がより効果的、効率的に推進されることを目的としています。

２　評価の対象

⑴　運行事業者：北鉄加賀バス株式会社
　　対 象 路 線：温泉片山津線、山代大聖寺線、温泉大聖寺線、吉崎線
⑵　運行事業者：日本海観光バス株式会社
　　対 象 路 線：キャンバス加賀越前線、キャンバス海まわり線、キャンバス加賀小松線、キャンバス小松空港線

３　評価の流れ

⑴　フィーダー系統運行関係（毎年 路線の運行の取り組み等の評価）

R5 年 6 月
令和 5 年度第 1 回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会にて、生活交通確保維持改善計画が承認されました。計画書は別添のとおりです。

↓

R5 年 10 月～R6 年 9 月
上記の計画に基づき、補助対象系統の運行を行いました。

↓

R6 年 10 月～R7 年 1 月
R6 年度分の運行が終了した補助対象系統について、その実施状況の確認や目標達成状況等について評価を行います。評価の内容は別紙のとおりです

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

別紙1

令和6年12月10日

協議会名：加賀市地域公共交通活性化再生協議会

評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
北鉄加賀バス(株)	(路線名)温泉片山津線 (運行区間)加賀温泉駅～片山津温泉～石川病院～湖城団地～加賀温泉駅	今年度も引き続き、MM施策として加賀市の協力のもと、加賀市内全世帯と高校の新入生に時刻表を配布した。	A	令和6年1月1日発生の能登半島地震の影響で1月1日16：20以降から1月4日にかけて、全便運行に影響がでました。しかしながら、運休回数のうち12条2項(やむを得ないと大臣が認めた場合)に該当するため、事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C	定期券、定期外共に、利用者が減少し、1便あたり乗車人員は、10.33人と目標の12人を下回った。原因として、震災の影響や、3月16日開業の北陸新幹線延伸による、観光客増員が見込めなかった。	引き続き、MM施策として加賀市の協力のもと、加賀市内全世帯と高校の新入生に時刻表を配布する。また、北陸鉄道ICカード乗車券「ICa」の普及、クレジットカード等によるキャッシュレス乗車の実現を図る。
北鉄加賀バス(株)	(路線名)山代大聖寺線 (運行区間)山中温泉～山代温泉東口～上河崎～大聖寺駅～大聖寺実業高校～かが交流プラザさくら	今年度も引き続き、MM施策として加賀市の協力のもと、加賀市内全世帯と高校の新入生に時刻表を配布した。	A	令和6年1月1日発生の能登半島地震の影響で1月1日16：20以降から1月4日にかけて、全便運行に影響がでました。しかしながら、運休回数のうち12条2項(やむを得ないと大臣が認めた場合)に該当するため、事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C	定期券、定期外共に、利用者が減少し、1便あたり乗車人員は、5.98人と目標の8人を下回った。原因として、震災の影響や、3月16日開業の北陸新幹線延伸による、観光客増員が見込めなかった。	引き続き、MM施策として加賀市の協力のもと、加賀市内全世帯と高校の新入生に時刻表を配布する。また、北陸鉄道ICカード乗車券「ICa」の普及、クレジットカード等によるキャッシュレス乗車の実現を図る。
北鉄加賀バス(株)	(路線名)温泉大聖寺線 (運行区間)加賀温泉駅～松が丘～大聖寺駅～かが交流プラザさくら	今年度も引き続き、MM施策として加賀市の協力のもと、加賀市内全世帯と高校の新入生に時刻表を配布した。	A	令和6年1月1日発生の能登半島地震の影響で1月1日16：20以降から1月4日にかけて、全便運行に影響がでました。しかしながら、運休回数のうち12条2項(やむを得ないと大臣が認めた場合)に該当するため、事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C	定期券、定期外共に、利用者が減少し、1便あたり乗車人員は、3.72人と目標の5人を下回った。原因として、震災の影響や、3月16日開業の北陸新幹線延伸による、観光客増員が見込めなかった。	引き続き、MM施策として加賀市の協力のもと、加賀市内全世帯と高校の新入生に時刻表を配布する。また、北陸鉄道ICカード乗車券「ICa」の普及、クレジットカード等によるキャッシュレス乗車の実現を図る。
北鉄加賀バス(株)	(路線名)吉崎線 (運行区間)加賀温泉駅～上河崎～大聖寺駅～塩屋	今年度も引き続き、MM施策として加賀市の協力のもと、加賀市内全世帯と高校の新入生に時刻表を配布した。	A	令和6年1月1日発生の能登半島地震の影響で1月1日16：20以降から1月4日にかけて、全便運行に影響がでました。しかしながら、運休回数のうち12条2項(やむを得ないと大臣が認めた場合)に該当するため、事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C	定期券、定期外共に、利用者が減少し、1便あたり乗車人員は、9.78人と目標の11人を下回った。原因として、震災の影響や、3月16日開業の北陸新幹線延伸による、観光客増員が見込めなかった。	引き続き、MM施策として加賀市の協力のもと、加賀市内全世帯と高校の新入生に時刻表を配布する。また、北陸鉄道ICカード乗車券「ICa」の普及、クレジットカード等によるキャッシュレス乗車の実現を図る。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

別紙2

令和　6年　12月　9日

協議会名：加賀市地域公共交通活性化・再生会議

評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
日本海観光バス株式会社	（路線名）キャンバス加賀越前線 （運行区間）加賀温泉駅～菅生石部神社～吉崎御坊蓮如上人記念館	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域住民の路線として取り組むように新設した。	B	事業が計画に位置付けられた通りに、実施されていない点があった。	C	令和6年5月1日より、当路線を休止したため、目標を達成できなかった。	当路線を、海まわり線に組み入れダイヤを再編成し、海まわり線の便数改善に努める。
日本海観光バス株式会社	（路線名）キャンバス海まわり線 （運行区間）加賀温泉駅～橋立漁港～加賀温泉駅	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域住民の路線として取り組むように新設した。	B	事業は計画に位置付けられた通り、適切に実施された。	B	便数は6便とおおむね等間隔で運行して利便性を保ち、1便当たりの乗車人数は5．07人でした。	沿線住民に割安の回数券利用促進に努める。
日本海観光バス株式会社	（路線名）キャンバス加賀小松線 （運行区間）加賀温泉駅～ゆのくにの森～那谷寺	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域住民の路線として取り組むように新設した。	B	事業が計画に位置付けられた通りに、実施されていない点があった。	C	令和6年5月1日より、当路線を休止したため、目標を達成できなかった。	当路線を、山まわり線に組み入れダイヤを再編成し、山まわり線の便数改善に努める。
日本海観光バス株式会社	（路線名）キャンバス小松空港線 （運行区間）加賀温泉駅～片山津温泉総湯～加賀温泉駅	新型コロナウイルス感染症の影響を受け休止していましたが、沿線住民と飛行機利用者の利用促進のため運行を再開した。	B	事業は計画に位置付けられた通り、適切に実施された。	B	便数が3便のため利用者が少なく、1便当たりの乗客数は　2．79人でした。	ダイヤの再編成を検討し、便数の改善に努める。

別紙3

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和　6年　12月　25日

協議会名：	加賀市地域公共交通活性化再生協議会

評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	加賀市は石川県の南西端に位置し、面積は305.87平方キロメートル、人口は61,879人（令和6年10月1日現在）、人口集中地区や病院、商業施設、学校等の生活関連施設が多核分散的に分布する多極型の都市である。 近年、人口減少や自家用車の普及により、本市の公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、市民への安全・安心な生活環境の提供には、買い物、通院、通学等の日常生活において必要となる移動手段の確保は必要不可欠と考えており、本市では、「幹線ネットワーク」としての路線バス及びJRの充実、「面的ネットワーク」としての乗合タクシーの運行により、市内の交通体系を整える「KAGAあんしんネット」を構築してきた。 今後も、路線バスや乗合タクシー等の公共交通の維持・充実を進めるとともに、MaaSによる公共交通の連携や令和4年4月に策定した加賀市地域公共交通計画に基づく公共交通の最適化に取り組んでおり、データに基づいて限りのある資源を有効活用することにより最適・高利便性の公共交通を目指すものである。

議案（２）

利便増進実施計画について

１．目的

路線バス、乗合タクシー、タクシー、加賀市版ライドシェアといった市内の公共交通役割分担を明確化し、効率よく活用するための地域公共交通利便増進実施計画を策定することで、市民、来訪者の移動の自由を確保する。

２．概要

⑴ 概要

市内の公共交通手段を効率的に組み合わせるとともに、路線・ダイヤの見直しなど、利用者の利便の増進に資するための計画を作成する。

⑵ 実施主体

加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

※本事業は、令和６年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業））の採択を得て実施するものです。本事業の実施主体は各地域公共交通活性化・再生協議会とされています。

３．効果

本計画策定により、国のフィーダー補助の上限が緩和され、路線バスの維持にかかる市の財源負担の軽減につながる。

加賀市地域公共交通利便増進実施計画　策定の概要

1．利便増進計画の目的・対象

●目　　的：「移動最適化都市、加賀市」を目指し、利用者の利便増進や効率的・持続的な運行に資する取組を交通事業者等と連携し、具体的に進めるため、地域交通法に基づく「地域公共交通利便増進計画」を策定するもの。

●想定される対象路線：

幹線系統　　乗合バス（路線バス）：温泉山中線

フィーダー系統　キャンバス（周遊バス：山まわり・海まわり・小松空港線）

キャンバス（生活路線：片山津・橋立循環線）

乗合バス（路線バス）：吉崎線、温泉大聖寺線、温泉片山津線、山代大聖寺線

※今後フィーダー系統＋利便増進計画への位置付けを検討：のりあい号

【地域公共交通の再編・整備方針】

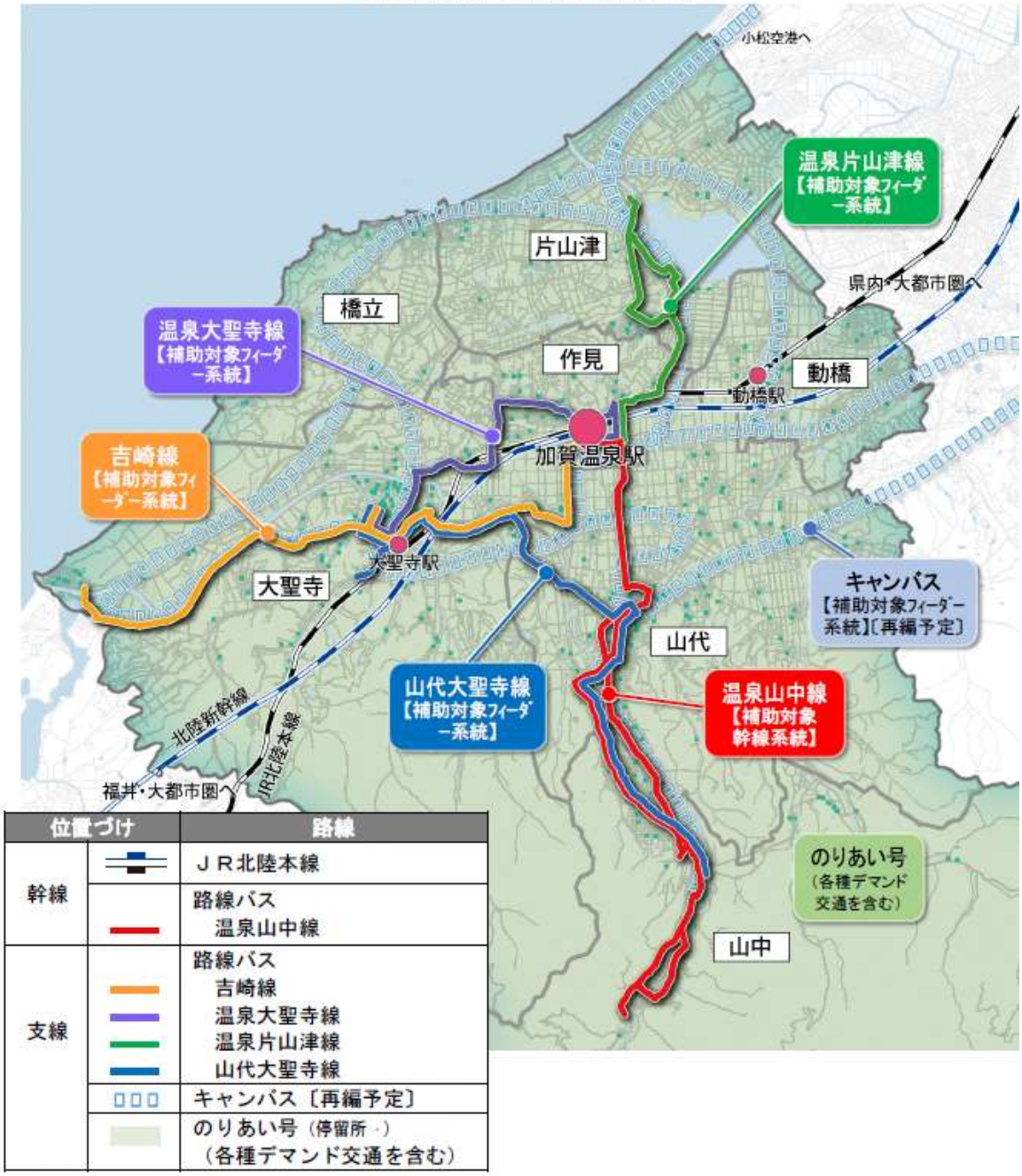

２．利便増進実施計画に位置付ける事業（案）

<table>
<tr><th colspan="3">公共交通の種類</th><th>想定される事業</th></tr>
<tr><td>幹線系統</td><td>路線バス</td><td>温泉山中線</td><td>旅客の利便増進に資する運行回数又は運行時刻の設定</td></tr>
<tr><td rowspan="6">フィーダー系統</td><td rowspan="2">キャンバス</td><td>小松空港線</td><td>旅客の利便増進に資する運行回数又は運行時刻の設定
（R6.12.16～実証運行中。実証運行終了後、4 月以降本利便増進計画に基づく事業として運行を予定）</td></tr>
<tr><td>（共通）</td><td>旅客の利便増進に資する運賃または料金の設定
（R6.12.16～実証中。実証終了後、4 月以降本利便増進計画に基づく事業として設定を予定）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">路線バス</td><td>吉崎線</td><td rowspan="4">路線見直し（新規性について要確認）、増減便、デジタル化対応など、利便増進にかかる事業があれば併せて計画に位置付けて対応可能</td></tr>
<tr><td>温泉大聖寺線</td></tr>
<tr><td>温泉片山津線</td></tr>
<tr><td>山代大聖寺線</td></tr>
<tr><td>―</td><td colspan="2">のりあい号</td><td>旅客の利便増進に資する運賃または料金の設定、運賃または料金の支払いの円滑化に関する事業</td></tr>
</table>

※上記に合わせ、地域公共交通計画の一部見直しを予定する。

計画期間（案）：令和 7 年 4 月～令和 9 年 3 月（地域公共交通計画の計画年次と整合）

議案（３）

加賀市版ライドシェアについて

１．事業目的

本市の最も大きな課題の一つは、移動・交通であり、市民や観光客の移動手段を十分に確保できていない状況にある。

ついては、道路運送法第７８条２号に基づき「自家用有償旅客運送」を行うことで、市民および観光客の移動手段を確保するものである。

２．実施主体

一般社団法人　加賀市観光交流機構

３．事業の概要について

- 運行区域　　：市内全域※

  ※夜７時から**深夜２時**までは、市内全域。

  朝７時から夜７時までは、以下の地域

  ・加賀温泉駅と主要観光地・レジャー施設・文教施設等※との間

  ※山中・山代・片山津の３温泉地、その他の人気スポット（あやとり橋、鶴仙渓、こおろぎ橋、九谷焼体験ギャラリー、加賀市鴨池観察館など）、ゴルフ場などのレジャー施設、北前船のような日本遺産、文化史跡・遺跡等

  ・温泉地等の宿泊施設と繁華街、当該宿泊施設と上記主要観光地等との間

- 運賃　　：タクシー料金の８割
- 運行管理者　：加賀第一交通株式会社

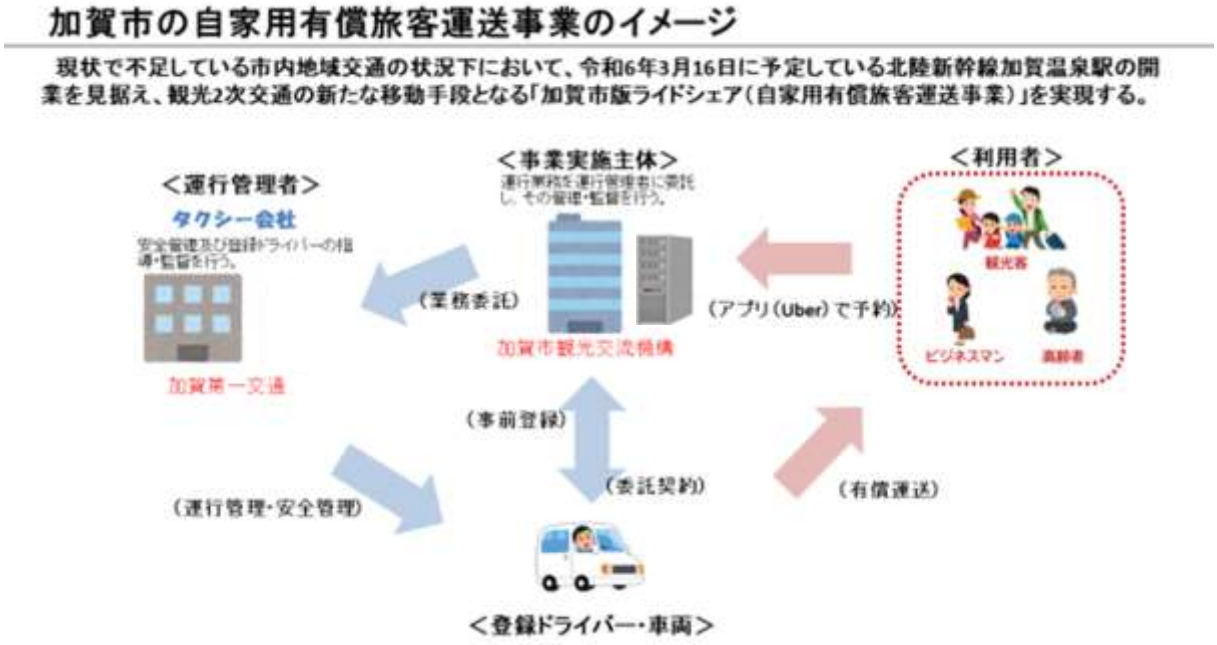

（参考）道路運送法

（有償運送）

第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一　災害のため緊急を要するとき。

二　市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三　公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。